

令和2年3月16日

領事メール

件名：オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第16号）

【ポイント】

○3月17日から、GCC 諸国民以外のオマーン入国（陸海空路）が禁止されます。

【本文】

1 3月15日夜、オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、第2回会合を開催し、以下の諸措置を決定しました。

- ・GCC 諸国民以外のオマーン入国（陸海空路）禁止
- ・オマーンへの渡航者（陸海空路）全員に対する検疫
- ・婚礼や葬儀といった社会的集会の中止
- ・公園の閉鎖
- ・金曜礼拝の中止
- ・以上の新措置は17日から実施

2 3月15日、オマーン保健省は、2件の新型コロナウイルス感染の症例が新たに確認され、これまでの感染者の合計は22名と発表しました。

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館

－電話：（＋968）24601028

－FAX：（＋968）24698720